

青森県報

号外第十五号

平成十九年
三月二十三日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県副知事定数条例……………	(人事課) ……	三
青森県精神科病院に係る任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例……………	(同) ……	三
青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例……………	(警察本部) ……	四
青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例……………	(警察本部) ……	四
青森県行政機関等設置条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
青森県情報公開条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四
青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	四

災害に際し心急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例……………	(防災消防課) ……	三
青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例……………	(行政経営推進室) ……	三
青森県統計調査条例の一部を改正する条例……………	(統計分析課) ……	三
青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例……………	(並行在来線対策室) ……	三
青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………	(医療業務課) ……	三
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……	三
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……	三
青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉保険課) ……	三
青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(新産業創造課) ……	三
青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例の一部を改正する条例……………	(労政・能力開発課) ……	三
青森県営農大専校条例の一部を改正する条例……………	(構造政策課) ……	三
青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例……………	(林政課) ……	三
青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	(監理課) ……	三
青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(道路課) ……	三
青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課) ……	三
青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……	三
青森県営住宅条例及び青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………	(同) ……	三
青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	(同) ……	三
青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例……………	(経理課) ……	三

条

例

青森県副知事定数条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

青森県副知事定数条例

副知事の定数は、二人とする。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から規則で定める日までの間における副知事の定数は、本則の規定にかかわらず、一人とする。

青森県精神科病院に係る任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県精神科病院に係る任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例

(報告の徴収)

第一条 知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他同項に規定する事項を定期に報告するよう求めることができる。

(施行事項)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第六項の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称)

第二条 委員会の名称は、青森県留置施設視察委員会とする。

(委員の定数等)

第二条 委員会の委員の定数は、四人とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、三回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由があるときは、委員を解任することができる。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

青森県探偵業届出証明書交付手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号。以下「法」という。）第四条第三項の規定による探偵業の届出があつたことを証する書面の交付に関する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- | | | | |
|---|---|------------------|-------|
| 一 | 法第四条第一項の規定による届出があつたことを証する書面の交付を受けようとする者 | 探偵業届出証明書交付手数料 | 三千六百元 |
| 二 | 法第四条第二項の規定による届出があつたことを証する書面の交付を受けようとする者 | 探偵業届出証明書書換え交付手数料 | 千五百円 |
| 三 | 法第四条第一項又は第二項の規定による届出があつたことを証する書面の再交付を受けようとする者 | 探偵業届出証明書再交付手数料 | 千円 |

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

(手数料の不還付)

第四条 既に納入した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成十九年六月一日から施行する。

青森県行政機関等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

青森県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

青森県行政機関等設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例

目次並びに第一章の章名及び第二章の章名を削る。

第二条第一項中「次に掲げる」を「知事の権限に属する」に改め、各号を削り、同条第二項の表中南地域県民局の項の前に次のように加える。

東青地域県民局	青 森 市	青森市、東津軽郡
---------	-------	----------

第二条第二項の表三八地域県民局の項の次に次のように加える。

西北地域県民局	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
---------	-------	----------------------

上北地域県民局	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
---------	------	--------------

第一条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項の表中南地域県民局の項の前に次のように加える。

東青地域県民局	青森市、東津軽郡
---------	----------

第一条第三項の表三八地域県民局の項の次に次のように加える。

西北地域県民局	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
上北地域県民局	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）

第二条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる県税に関する事務については、県内全域を東青地域県民局の所管区域とする。

- 一 県内及び県外に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対する県民税の均等割及び法人税割
- 二 県民税の配当割及び株式等譲渡所得割

三 県内及び県外に事務所又は事業所を設けて事業を行う者に対する事業税

四 たばこ税

五 自動車税

六 鉱区税

七 固定資産税

八 自動車取得税

4 前二項の規定にかかわらず、公害の防止その他の環境の保全に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、次のとおりとする。

地域県民局名	所	管	区	域
東青地域県民局	青森市、東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村			
中南地域県民局	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡			
三八地域県民局	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町			
下北地域県民局	むつ市、下北郡			

第一条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項の表中

三八地域県民局	八戸市、三戸郡
---------	---------

を

東青地域県民局	青森市、東津軽郡
三八地域県民局	八戸市、三戸郡
西北地域県民局	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局	十和田市、三沢市、上北郡（横浜町を除く。）

に改め、同条第七項中「第

四項まで及び前項」を「前項まで」に改め、同項の表中

三八地域県民局

八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町

を

東青地域県民局	青森市、東津軽郡、野辺地町
三八地域県民局	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
西北地域県民局	五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町

に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第二項から前項までの規定にかかわらず、水産業に関する事務に関する地域県民局の所管区域は、次のとおりとする。

地域県民局名	所 管 区 域
東青地域県民局	青森市、東津軽郡、野辺地町
中南地域県民局	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
三八地域県民局	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町
西北地域県民局	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局	七戸町、六戸町
下北地域県民局	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

第二条に次の一項を加える。

9 知事は、二以上の地域県民局の所管区域にわたる事務があるときは、当該事務を分掌する地域県民局を指定することができる。

第三章の章名並びに第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、第八条を削り、第九条を第六条とし、第十条を第七条とし、第十一条を第八条とし、第十二条を削る。

第十三条第一項の表中「東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所」を「東青地域農林局地域農林水産部青森家畜保健衛生所」に、「上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所」を「上北地域農林局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所」に、「西北地域農林局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所」に改め、同条を第九条とする。

第十四条、第四章の章名及び第十五条を削り、第十六条を第十条とし、第十七条を第十一条とする。

附則第六項中「第九条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次の表の上欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる地域農林局若しくは行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該地域農林局若しくは行政機関の長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県税事務所

東地方健康福祉こどもセンター

東地方農林水産事務所

東青地域農林局

青森県土整備事務所	
五所川原県税事務所 西北地方健康福祉こどもセンター 西北地方農林水産事務所 五所川原県土整備事務所	西北地域県民局
十和田県税事務所 上北地方健康福祉こどもセンター 上北地方農林水産事務所 十和田県土整備事務所	上北地域県民局
東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所	東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所
上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所	上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所
西北地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所	西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所

3 施行日前において、青森県環境保健センターの長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、知事が別に定める公害の防止その他の環境の保全に関する事務に係るものは、知事が行った行政処分その他の行為又は知事に対して行った申請その他の行為とみなす。

4 前項に規定するもののほか、施行日前において、青森県環境保健センターの長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、次の表の上欄に掲げる区域に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地域県民局の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森市、東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村	東青地域県民局
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡	中南地域県民局
八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町	三八地域県民局
むつ市、下北郡	下北地域県民局

(青森県県税条例の一部改正)

5 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は県税事務所」を削り、「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改める。

第三条中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改める。

第三条の二第一項中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改め、同条第二項中「青森県行政機関等設置条例」を「青森県地域県民局及び行政

機関設置条例」に改め、「及び第三条第二項」を削る。

第六条第一項中「又は県税事務所」を削る。

第十三条中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改める。

第三十四条中「又は県税事務所」を削る。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

る。)をつかさどる。

- 一 知事の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条第一項の規定による通知、同法第二十六条において準用する同法第二十条第一項の規定による勧告及び同法第二十六条において準用する同法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長並びに同法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条第六項及び同法第二十六条において準用する同法第十九条第七項の規定による報告に関し、意見を述べること。

結核予防法の規定による。

五人以内

を

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による。

各三人

に改め、同表青森県精神医

療審査会の項中「第三十八条の三第二項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二青森県精神医療審査会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第十号中「第七条第十項」を「第七条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三十五条第一号中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二号中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二号中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月十六日から施行する。ただし、第三十五条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「六、六二九人」を「五、七三九人」に改め、「マ 八九〇人は青森県病院事業会計の職員」を削り、同項第十一号中「七〇人」を「九六〇人（うち八九〇人は、青森県病院事業会計の職員とする。）」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十号を第八十一号とし、第四号から第七十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 病院事業管理者

第二条中「第四号」を「第五号」に改め、「期末手当」の下に「(医師である病院事業管理者にあつては、給料、地域手当、寒冷地手当及び期末手当)」を加える。

第四条中「知事等の」の下に「地域手当」を、「職員の給与に関する条例」の下に「第九条の三中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医師である病院事業管理者」と、同条例」を、「得た額」の下に「(医師である病院事業管理者にあつては、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に当該割合を乗じて得た額)」を加える。

第五条中「第一条第四号から第七十九号」を「第一条第五号から第八十号」に改める。

第十一条中「第一条第八十号」を「第一条第八十一号」に改める。

別表第一出納長の項の次に次のように加える。

病院事業管理者	九三〇、〇〇〇円
---------	----------

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第八十一号を第八十二号とし、第八十号の次に次の一号を加える。

八十一 留置施設視察委員会委員

第五条中「第八十号」を「第八十一号」に改める。

第十一条中「第一条第八十一号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第二に次のように加える。

留置施設視察委員会委員	同 一一、三〇〇円
-------------	-----------

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十号を第八十一号とし、第四号から第七十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 病院事業管理者

第二条第一項中「第四号」を「第五号」に、「及び出納長」を「出納長及び病院事業管理者」に改め、同条第二項中「及び出納長」を「出納

長及び病院事業管理者」に改める。

第三条第一項中「第一条第四号から第七十九号」を「第一条第五号から第八十号」に改める。

第四条中「第一条第八十号」を「第一条第八十一号」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第四中「出納長」を「出納長
病院事業管理者」に改める。

第四条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中第八十一号を第八十二号とし、第八十号の次に次の一号を加える。

八十一 留置施設視察委員会委員

第三条第一項中「第八十号」を「第八十一号」に改める。

第四条中「第一条第八十一号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第三中「警察署協議会委員」を「警察署協議会委員
留置施設視察委員会委員」に改める。

附則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例（平成十九年三月青森県条例第五号）の施行の日から施行する。

2 平成二十二年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第四条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とし、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第十四項の規定は、適用しない」とする。

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「の属する月から退職した日の属する月までの月数」を「から退職した日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「受ける」を「属する職務の級における最高の号給の」に、「こえない」を「超えない」に改め、「支給割合を当該給料月額に乗じて得た」を削る。

第八条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については、一人につき五千円」を削る。

第十九条の六第一項及び第三項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第四の口の備考（一）中「~~聾~~聾~~盲~~盲」の次に、「~~聾~~聾~~盲~~盲」を加え、同表の八の備考中「~~聾~~聾~~盲~~盲、~~聾~~聾~~盲~~盲」を「~~聾~~聾~~盲~~盲、~~聾~~聾~~盲~~盲」に改める。

別表第六の八の備考中、「~~聾~~聾~~盲~~盲」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第七条の二第二項、」を削る。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校及び中学校」に改め、同項第二号中「盲学校及び聾^{ろう}学校」を「及び特別支援学校」に改め、「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、「第五条の二」を「第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、

同法第五条の二」に、「学校栄養職員を」を「当該職員を」に改め、同条第二項中「事務吏員、技術吏員」を削る。

第二条第二十四号を次のように改める。

二十四 農業者育成業務手当

第三条中「地域県民局又は県税事務所」を「又は地域県民局」に改める。

第九条中「健康福祉こどもセンター」を削る。

第十五条中「県土整備事務所」を「地域県民局」に改める。

第十六条の三中「農林水産事務所」を削る。

第十七条の六中「健康福祉こどもセンター」を「地域県民局」に、「環境保健センター、原子力センター又は東地方農林水産事務所」を「地域県民局、環境保健センター又は原子力センター」に改める。

第十七条の十一中「助産師、」を削る。

第十七条の二十一中「又は農林水産事務所」を削る。

第十七条の二十九中「県土整備事務所」を「地域県民局」に改める。

第十七条の三十九中「環境保健センター若しくは原子力センター」を「地域県民局、環境保健センター若しくは原子力センター」に、「環境保健センター」を「地域県民局」に改める。

第十七条の四十九の前の見出しを「（農業者育成業務手当）」に改め、同条中「農業者等育成業務手当」を「農業者育成業務手当」に改め、「又は海洋学院」及び「又は漁業」を削る。

第十七条の五十五第一号及び第二号中「県土整備事務所」を「地域県民局」に改める。

第十八条第一項第一号中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和三十五年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「人事委員会委員長」を「病院事業管理者」に改める。

第三条第四号を次のように改める。

四 病院事業管理者 百分の三十五

第四条第二項中「の属する月から退職した日の属する月までの月数」を「から退職した日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例第四条第二項の規定は、前項ただし書に規定する日以後の退職に係る退職手当について適用する。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「知事」の下に、「病院事業管理者」を加える。

附則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、改正前の青森県情報公開条例の規定により、知事が行った行政処分その他の行為又は知事に対して行った申請その他の行為のうち、公営企業として設置された病院事業に関する業務に係るものは、病院事業管理者が行った行政処分その他の行為又は病院事業管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十七号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「知事」の下に、「病院事業管理者」を加える。

附則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、改正前の青森県個人情報保護条例の規定により、知事が行った行政処分その他の行為又は知事に対して行った申

請その他の行為のうち、公営企業として設置された病院事業に関する業務に係るものは、病院事業管理者が行った行政処分その他の行為又は病院事業管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十八年一月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「なおつた」を「治つた」に、「別表」を「災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）別表第五」に改め、同条第二項中「別表」を「災害救助法施行令別表第五」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定は、平成十八年八月十一日から適用する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青森県立自然ふれあいセンター

別表中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（青森県立自然ふれあいセンター条例の一部改正）

2 青森県立自然ふれあいセンター条例（平成四年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加える。

青森県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県条例第二十号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県統計調査条例の一部を改正する条例

青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「吏員もしくは」を「職員及び」に、「必要な」を「必要ない」に、「立入り」を「立ち入り」に、「その」を「その」に改める。

第十条第四号中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例

青森県鉄道施設条例（平成十四年十月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掲げる施設等」の下に「（青森県立つくしが丘病院、青森県立あすなろ医療療育センター及び青森県立さわらび医療療育センターを除く。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 削除

第四条第一項第一号中「国又は地方公共団体」を「地方公共団体、独立行政法人国立病院機構又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（以下「地方公共団体等」という。）」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「国又は地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。

第七条第一項中「に保健師又は助産師の免許を取得した場合にあつては」を「に保健師又は助産師の免許を取得した場合にあつては、」に改め、「准看護師修学資金の貸与を受けた者が准看護師養成施設を卒業後一年以内に看護師、保健師又は助産師の免許を取得した場合にあつては准看護師の免許を」及び「准看護師修学資金の貸与を受けた者が准看護師養成施設を卒業後一年以内に看護師、保健師又は助産師の免許を取得した場合にあ

つてはその免許（保健師及び助産師の免許を取得した場合にあつては、後に取得した免許）を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例第三条の規定により締結した契約に係る修学資金の返還の債務の免除については、なお従前の例による。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

- 2 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項の規定に基づき、病院事業に同条第二項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。

第三条中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）を「法」に、「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四条中「県土整備部」を「県土整備部を、病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるため病院局」に改める。

第八条の見出し中「作成」の下に「及び提出」を加え、同条第一項中「知事は、」を「知事又は病院事業管理者は、それぞれ、その業務を執行する」に、「作成しなければ」を「作成し、又は提出しなければ」に改め、同条第二項中「作成する」を「作成し、又は提出する」に改め、同項第三号中「知事」の下に「又は病院事業管理者」を加え、同条第三項中「作成する」を「作成し、又は提出する」に改め、「知事」の下に「又は病院事業管理者」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に、「作成しなければ」を「作成し、又は提出しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(青森県病院事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限を出納長に行なわせる条例の廃止)

2 青森県病院事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限を出納長に行なわせる条例(昭和三十七年三月青森県条例第二十一号)は、廃止する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

3 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「歯科医師」の下に「並びに公営企業として設置された病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師」を加える。

(青森県病院事業条例の一部改正)

4 青森県病院事業条例(昭和三十九年四月青森県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「知事」を「病院事業管理者」に、「ものに対して」を「ときは」に、「または」を「又は」に改める。

第五条中「規則で」を「病院事業管理者が」に改める。

別表中「知事」を「病院事業管理者」に改める。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「扶養手当」の下に「地域手当」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（給料の調整額）

第三条の二 病院事業管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

第四条中「その」の下に「職務の」を加え、「知事」を「管理者（管理者の権限を知事が行う場合にあつては、知事。以下同じ。）」に改める。

第六条の二中「知事」を「管理者」に改め、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（地域手当）

第六条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して病院事業管理者が定める地域に在勤する病院事業の業務に従事する職員に対して支給する。

2 病院事業の医療業務に従事する医師及び歯科医師には、病院事業管理者が定める場合を除き、当分の間、前項の規定にかかわらず、地域手当を支給する。

第七条の二、第九条、第九条の二、第十一条第二項、第十二条第二号、第十七条第四項及び第七項、第十八条第一項並びに第十九条中「知事」を「管理者」に改める。

第二十一条第一項中「から第六条の二まで」を、「第六条、第六条の三」に改め、同条第二項中「第四条から第六条の二まで」を「第三条の二から第六条まで、第六条の三」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）及び介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「政令」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修に関する事務
- 二 法第六十九条の八第二項の規定による更新研修に関する事務
- 三 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可及び同条第二項の規定による介護老人保健施設の変更の許可に関する事務
- 四 法第一百五十九条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査及び同条第三項の規定による介護サービス情報の公表に関する事務
- 五 政令第三十七条の十五第二項の規定による研修に関する事務
- 六 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「基準」という。）第四十三条第二項、第四十七条第二項、第六十四条第二項及び第九十一条第二項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「予防基準」という。）第六条第二項、第十条第二項、第四十五条第二項及び第七十一条第二項に規定する研修に関する事務
- 七 基準第六十三条第八項及び予防基準第四十四条第八項に規定する研修に関する事務
- 八 基準第六十五条及び第九十二条並びに予防基準第四十六条及び第七十二条に規定する研修に関する事務
- 九 基準第九十条第七項及び予防基準第七十条第七項に規定する研修に関する事務

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

第三条第二項中「の実施」を「及び更新研修の実施」に、「を受けよう」を「及び更新研修を受けよう」に改め、「介護支援専門員実務研修受講手数料」の下に「及び介護支援専門員更新研修受講手数料」を加え、同条第五項中「介護支援専門員実務研修受講手数料」の下に「及び介護支援専門員更新研修受講手数料」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第四条中「介護老人保健施設開設許可申請手数料、介護老人保健施設変更許可申請手数料及び主任介護支援専門員研修受講手数料」を「手数料（介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料、介護支援専門員実務研修受講手数料、介護支援専門員更新研修受講手数料、介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料を除く。）」に改め、「介護支援専門員実務研修受講手数料」の下に「、介護支援専門員更新研修受講手数料」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手数料		
	名称	区分	金額
一 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料		七千円
	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料		千円
	介護支援専門員実務研修		一万五百円
二 法第六十九条の二第一項の規定による介護支	介護支援専門員実務研		

<p>援専門員実務研修を受けようとする者</p>	<p>修受講手数料</p>	<p>イ 実務経験者（介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験を有する者をいう。以下同じ。）として初めて介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者に対する更新研修</p>	<p>一万三千元</p>
<p>三 法第六十九条の八第二項の規定による更新研修を受けようとする者</p>	<p>介護支援専門員更新研修受講手数料</p>	<p>ロ イに掲げる更新研修を受けたことのある実務経験者に対する更新研修</p>	<p>六千元</p>
<p>四 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者</p>	<p>介護老人保健施設開設許可申請手数料</p>	<p>八 実務経験者以外の者に対する更新研修</p>	<p>一万五百円</p>
<p>五 法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の変更の許可を受けようとする者</p>	<p>介護老人保健施設変更許可申請手数料</p>		<p>六万三千元</p>
<p>六 法第一百五十五条の二十九第一項の規定による介護サービス情報の報告を行おうとする者</p>	<p>介護サービス情報公表手数料</p>		<p>三万三千元</p>
<p>七 法第一百五十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査を受けようとする者</p>	<p>介護サービス情報調査手数料</p>		<p>一万五千元</p>
<p>八 政令第三十七条の十五第一項に規定する研修を受けようとする者</p>	<p>主任介護支援専門員研修受講手数料</p>		<p>四万四千元</p>
<p>八 政令第三十七条の十五第一項に規定する研修を受けようとする者</p>	<p>主任介護支援専門員研修受講手数料</p>		<p>一万五千元</p>

<p>九 基準第四十三條第二項、第四十七條第二項、第六十四條第二項及び第九十一條第二項並びに予防基準第六條第二項、第十條第二項、第四十五條第二項及び第七十一條第二項に規定する研修を受けようとする者</p>	<p>認知症対応型サービス 事業管理者研修受講手 数料</p>		<p>九千三百円</p>
<p>十 基準第六十三條第八項及び予防基準第四十四條第八項に規定する研修を受けようとする者</p>	<p>小規模多機能型サービ ス等計画作成担当者研 修受講手数料</p>		<p>九千三百円</p>
<p>十一 基準第六十五條及び第九十二條並びに予防基準第四十六條及び第七十二條に規定する研修を受けようとする者</p>	<p>認知症対応型サービ ス事業開設者研修受講手 数料</p>		<p>八千五百円</p>
<p>十二 基準第九十條第七項及び予防基準第七十條第七項に規定する研修を受けようとする者</p>	<p>認知症介護実践者研修 受講手数料</p>		<p>一万七千二百円</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号を次のように改める。

二 漆工機械		万能昇降盤	一時間まで	二百五十円
		スクリーン枠乾燥機	一時間まで	二百三十円
		真空吸着焼付機	一時間まで	二百十円

別表第一第二号中

フレット	一時間まで	六百円
ポットミル	一時間まで	六十円
トロミル	一時間まで	百十円
ろくろ	一時間まで	三十円
真空土練機	一時間まで	四百二十円

を

ポットミル

一時間まで

六十円

に改め、同表第四号を削り、

円筒研削盤

一時間まで

三千二百円

同表第五号中

浸漬複合腐食試験機	一時間までごとに	八百二十円
ワイヤ放電加工機	一時間までごとに	三千七百円

を

浸漬複合腐食試験機

一時間までごとに

八百二十円

に改め、同号を同表第四号

とし、同表第六号中

溶融粘度測定装置	一時間までごとに	二千六百五十円
光造形装置	一時間までごとに	四千八百五十円

を

溶融粘度測定装置

一時間までごとに

二千六百五十円

に改め、同号を同表第五号

とし、同表に次のように加える。

六 材料分析機械等				
顕微フーリエ変換赤外分光光度計	一時間までごとに	四千五百五十円		
高分解能フーリエ変換核磁気共鳴分光装置	一時間までごとに	七千四百円		
蛍光分光光度計	一時間までごとに	千円		
可視紫外分光光度計	一時間までごとに	六百元		
レーザー散乱式粒度分布測定装置	一時間までごとに	九百五十円		

動的光散乱式ナノ粒子分布測定装置	一時間までごとに	千四百五十円
水分活性測定装置	一時間までごとに	千二百円
マイクロプレートリーダー	一時間までごとに	七百元
遊星ボールミル	一時間までごとに	二百五十円
ジェットミル	一時間までごとに	千五百円

別表第二第一号中「金属材料の分析」の下に「（エネルギー分散型エックス線分析装置によるものを除く。）」を加え、「鉱石類の分析（分光光度計を「鉱石類の分析（エネルギー分散型エックス線分析装置）」に、「排水等の分析（分光光度計によるものを除く。）」を「排水等の分析」に、

分光光度計による分析
一件につき一成分ごとに
千八百二十円
を

飲食物の分析（エネルギー分散型エックス線分析装置によるものを除く。）
一件につき一成分又は一項目ごとに
二千五百円
に、
エネルギー分散型エックス線分析装置による分析
一件につき一成分ごとに
一万五百五十円

有機分析（高周波プラズマ発光分析装置によるものを除く。）
一件につき一成分又は一項目ごとに
千八百五十円
を

有機分析
飲食物の分析
一件につき一成分又は一項目ごとに
二千六百五十円

二号中										
窯業試験					飲食物試験					
高温顕微鏡試験	示差熱分析	曲げ強度試験	耐火度試験	材質試験	その他の試験	微生物試験	糖度測定	酸度測定	比重測定	水素イオン濃度測定
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき一成分又は一項目ごとに	一件につき一項目ごとに	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三千七百円	三千九百二十円	六百三十円	四千五百三十円	千七百九十円	千十円	二千六百四十円	三百十円	五百三十円	三百十円	三百十円

(高周波 プラズマ 発光分析 装置によ るものを 除く。)	
全有機体炭素測定	その他の分析(全有機体炭素測定を除く。)
一件につき	一件につき一成分又は一項目ごとに
一万百円	千八百五十円

に改め、同表第

を

粒度分析	一件につき	三千四百円
エックス線回折試験	一件につき	二千円

飲食物試験		
比重測定	一件につき	三百円
酸度測定	一件につき	五百三十円
糖度測定	一件につき	三百円
微生物試験	一件につき一項目ごとに	二千六百四十円

ビッカース硬度試験機による試験	一件につき	千四百円
軽荷重微小硬度試験機による試験	一件につき	千三百五十円

ビッカース硬度試験機による試験	一件につき	千四百円
-----------------	-------	------

磁気探傷機による試験	一件につき	二千二百円
エックス線装置による試験	一件につき 四千六百円に撮影に要するエックス線工業用フィルムの枚数を乗じて得た額	

を

に、

を

に、

エックス線装置による試験

一件につき

四千六百円に撮影に要するエックス線工業用フィルムの枚数を乗じて得た額

に、

比重試験

一件につき

三千二百五十円

を

比重試験

一件につき

三千二百五十円

レーザー顕微鏡による試験

一件につき

六千三百円

走査型電子顕微鏡による試験

一件につき

一万四千百円

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例（昭和五十八年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第五条第二十四号」を「第四条第二十四号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営農大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二十八号

青森県営農大学校条例の一部を改正する条例

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「育成するため」の下に「、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校として」を加える。

第三条中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「認定森林所有者等」を「者」に改め、同条第二項中「とする森林」の下に「及び当該森林以外の森林でその施業又は経営の集約が見込まれるもの」を加え、同条第三項を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県国有財産使用料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第十八条第三項」を「第十八条第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県道路占用料等徴収条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、「郵便差出箱」の

下に「及び信書便差出箱」を加え、同表令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場及び令第七条第八号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所の項を次のように改める。

		階数が一の	Aに〇・〇〇六	Aに〇・〇〇八
--	--	-------	---------	---------

令第七条第十号に掲げる施設		令第七条第八号に掲げる器具			令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場		建築物				
		上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの					その他のもの				
その他のもの	上のもの	階数が四以上のもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	上のもの	階数が四以上のもの	階数が三のもの	階数が二のもの	階数が一のもの
	$A \times 0.018$ を乗じて得た額		$A \times 0.023$ を乗じて得た額	$A \times 0.021$ を乗じて得た額	$A \times 0.009$ を乗じて得た額		$A \times 0.006$ を乗じて得た額	$A \times 0.018$ を乗じて得た額	$A \times 0.006$ を乗じて得た額	$A \times 0.023$ を乗じて得た額	$A \times 0.021$ を乗じて得た額
$A \times 0.018$ を乗じて得た額		$A \times 0.016$ を乗じて得た額	$A \times 0.015$ を乗じて得た額	$A \times 0.011$ を乗じて得た額	$A \times 0.008$ を乗じて得た額	$A \times 0.018$ を乗じて得た額	$A \times 0.008$ を乗じて得た額	$A \times 0.016$ を乗じて得た額	$A \times 0.015$ を乗じて得た額	$A \times 0.011$ を乗じて得た額	$A \times 0.008$ を乗じて得た額

別表の備考第六号中「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「休憩所、給油所又は自動車修理所」を「施設」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五号工からキまでを次のように改める。

工 総合体育館の体力測定室の使用の場合

区 分	小学校児童、 <small>び中等教育学校生徒</small> 中学校生徒、 高等学校生徒及 高等学校生徒及	一 般 (大学生を含む。)
総合体力測定に使用する場合	一回につき 四千五百円	一回につき 一万三千五百円
基本検査に使用する場合	一回につき 千三百円	一回につき 三千九百円
身体組成測定に使用する場合	一回につき 七百二十円	一回につき 二千六十円

基礎体力測定に使用する場合	一回につき	三百十円	一回につき	九百三十円
筋力・パワー測定に使用する場合	一回につき	千円	一回につき	三千二十円
全身持久力測定に使用する場合	一回につき	千二百円	一回につき	三千六百二十円

オ 総合体育館のスタジオの使用の場合

区 分	小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び中等教育学校生徒	高等学校生徒及	一般（大学生を含む。）	
総合動作分析に使用する場合	一回につき	四千七百円	一回につき	一万四千百円
動作データ分析に使用する場合	一回につき	二千六百十円	一回につき	七千八百三十円
フォーム撮影に使用する場合	一回につき	七百十円	一回につき	二千百五十円
地面反力計測に使用する場合	一回につき	七百十円	一回につき	二千百五十円
筋電図計測に使用する場合	一回につき	七百十円	一回につき	二千百五十円

カ 総合体育館のカウンセリング室又はメンタルトレーニング室の使用の場合

区 分	小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び中等教育学校生徒	高等学校生徒及	一般（大学生を含む。）	
個別サポートに使用する場合	一回につき	六百円	一回につき	千八百円
集団サポートに使用する場合	一回につき	三千八百二十円	一回につき	一万千四百六十円

キ 総合体育館のリコンディショニング室の使用の場合

区分	金額
総合リコンディショニングに使用する場合	一回につき 四千五百円
コンディショニング評価に使用する場合	一回につき 三千円
運動プログラム作成に使用する場合	一回につき 千二十円
運動指導に使用する場合	一回につき 五百五十円

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例

第一条第三号中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に改め、同条中第二十九号を第三十号とし、第五号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第十八条第三項（法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による建築物、建築設備及び工作物の審査、法第十八条第十五項（法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による建築物、建築設備及び工作物の完了検査並びに法第十八条第十八項（法第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による建築物、建築設備及び工作物の中間検査に関する事務

第二条第二項中「確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料」を「確認申請等手数料（別表の備考の第六号の規定により加算される額に相当する部分を除く。）」、「完了検査申請等手数料及び中間検査申請等手数料」に改める。

別表第一号中「又は工作物の確認」を「若しくは工作物の確認又は法第十八条第三項の規定による建築物、建築設備若しくは工作物の審査（以下「建築確認等」という。）」に、「確認申請手数料」を「確認申請等手数料」に、「確認を受けた」を「建築確認等を受けた」に改め、同表第二号中「第七条第一項」の下に「又は第十八条第十五項」を加え、「完了検査申請手数料」を「完了検査申請等手数料」に改め、同表第三号中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項又は第十八条第十八項」に、「中間検査申請手数料」を「中間検査申請等手数料」に改める。

別表の備考の第一号中「確認申請手数料」を「確認申請等手数料」に改め、同号ロ及びニ中「確認」を「建築確認等」に改め、同備考の第二号中「完了検査申請手数料」を「完了検査申請等手数料」に改め、同備考の第四号中「確認申請手数料」を「確認申請等手数料」に改め、同備考の第五号中「確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料」を「確認申請等手数料、完了検査申請等手数料及び中間検査申請等手数料」に改め、同備考に次の一号を加える。

六 法第六条第五項又は第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定を求めなければならない建築物に係る確認申請等手数料の額については、表の第一号及び前二号の規定により算定した額に、当該建築物一棟について次の表の上欄及び中欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

種 類	床 面 積	金 額	
法第二十条第二号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定	千平方メートル以内の場合	十六万円	
	千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	二十三万円	
	二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	二十六万円	
	一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合	四十一万円	
	五万平方メートルを超える場合	七十六万円	
	法第二十条第二号イ又は第三号イに規定するプロ グラムにより適正に行われたものであるかどうか の判定	千平方メートル以内の場合	十一万円
		千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	十四万円
		二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	十六万円
		一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合	二十四万円
		五万平方メートルを超える場合	四十一万円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県営住宅条例及び青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県営住宅条例及び青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(青森県営住宅条例の一部改正)

第一条 青森県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)に基づく」を削る。

第二条第一号を次のように改める。

一 県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法(昭和二十

六年法律第九十三号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るもの並びに青森県特定公共賃貸住宅条例(平成九年三月青森県条例

第六号)第二条第一号に規定する特定公共賃貸住宅について用途の変更を行い、低額所得者に賃貸することとした住宅及びその附帯施設(以下

「準県営住宅」という。)をいう。

第七条第二項中「、又は入居者が県営住宅を立ちのいて空住宅となつたとき」を削り、「うえ」を「上」に改め、同条第三項を削り、同条第四項

中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第九条第一項中「第三十四条」の下に「(第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第十条の五中「法第四十四条第三項の規定による」を削る。

第十一条第一項中「第二十九条第一項」の下に「(第二十八条の二において準用する場合を含む。第十八条及び第十九条第一項において同じ。)」を加え、「第五号までの規定に該当することにより同項」を「第六号まで(第六号を除き、第二十八条の二において準用する場合を含む。第十九条第二項において同じ。)」の規定に該当することにより法第三十二条第一項」に改め、「第二十九条第七項」の下に「(第二十八条の二において準用する場合を含む。第十九条第一項において同じ。)」を、「第三十二条第一項第一号」の下に「(第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十八条第一項中「第三十二条第一項第一号から第五号まで、第二項及び第三項並びに」を「第三十二条及び」に改め、「第二十九条第一項」の下に「(第二十八条の二において準用する場合を含む。第十八条及び第十九条第一項において同じ。)」を、「第二十九条第七項」の下に「(第二十八条の二において準用する場合を含む。第十九条第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「(平成九年三月青森県条例第六号)」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(準県営住宅の管理)

第二十八条の二 法第二十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項まで及び第七項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第四項まで(第一項第六号を除く。)並びに第三十四条の規定は、準県営住宅の管理について準用する。

この場合において、法第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第四項並びに第三十二条第一項から第三項までの規定中「公営住宅」とあるのは「準県営住宅」と、法第二十二條第一項中「公営住宅に」とあるのは「準県営住宅に」と、「公営住宅の入居者」とあるのは「準県営住宅の入居者」と、法第二十四条第一項及び第三十一条第一項中「他の公営住宅」とあるのは「準県営住宅」と、法第

三十四条中「第十六条第一項若しくは第二十八条第二項」とあるのは「青森県営住宅条例（以下「条例」という。）第九条第一項若しくは第十条の三」と、「第十六条第四項（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第十三条（第一号を除き、条例第十九条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、「第十八条第二項」とあるのは「条例第十四条第四項」と、「第十九条（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第十三条若しくは第十四条第四項」と、「第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「又は第二十九条第一項の規定による明渡しの請求」と、「公営住宅の」とあるのは「準県営住宅の」と読み替えるものとする。（青森県特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第二条 青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、又は入居者が特定公共賃貸住宅を立ち退いて空き住宅となったとき」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表白山台団地の項を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県条例第二十五号

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

青森県建築基準法施行条例（平成十二年十月青森県条例第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に、「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一項」に改める。

第十四条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年四月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十七号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十八号

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

- 一 法第五条第六項の規定による教育職員の免許状の授与に関する事務
- 二 法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めに関する事務
- 三 法第六条第一項の規定による教育職員検定に関する事務
- 四 法第十五条の規定による教育職員の免許状の書換え及び再交付に関する事務
- 五 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第三十六条第一項第二号の規定による免許法認定講習（以下「免許法認定講習」という。）に関する事務

別表第二号中「又は第五項」を「若しくは第五項又は第五条の二第三項」に改め、同表中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする者	教育職員免許状新 教育領域追加手数料		
	普通免許状	二千三百円	
	臨時免許状		千七百円

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に、「三万二千二百円」を「三万二千四百円」に、「三百円」を「三百十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続き在学に係る授業料又は受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料又は受講料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒（学年による教育課程の区分を設けない全日制又は

定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に転学をした者にとってはその者が転学をした日前に在学した県立高等学校以外の学校に入学した日の属する年度と単位制による課程に入学した日の属する年度が同一であった生徒、単位制による課程に編入学又は再入学をした者にとってはその者が編入学又は再入学をした日において全日制又は定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる年次に在学する生徒）に係る授業料又は受講料の額と同額とする。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、三一三人」を「三、二六三人」に、「二二二人」を「二〇九人」に、「県立盲学校、県立聾学校及び県立養護学校」を「県立特別支援学校」に、「一、一五三人」を「一、一四〇人」に、「三、五二八人」を「三、五三二人」に、「五、九六七人」を「五、八八二人」に、「一四、一八八人」を「一四、〇四一人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

学校の種類	名	称	位	置
一 高等学校	青森県立青森高等学校		青森市	
	青森県立青森西高等学校		青森市	
	青森県立青森東高等学校		青森市	
	青森県立青森北高等学校		青森市	
	青森県立青森南高等学校		青森市	
	青森県立青森中央高等学校		青森市	
	青森県立北斗高等学校		青森市	
	青森県立青森戸山高等学校		青森市	

青森県立浪岡高等学校	青森市
青森県立平内高等学校	東津軽郡平内町
青森県立五所川原高等学校	五所川原市
青森県立金木高等学校	五所川原市
青森県立木造高等学校	つがる市
青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町
青森県立板柳高等学校	北津軽郡板柳町
青森県立鶴田高等学校	北津軽郡鶴田町
青森県立中里高等学校	北津軽郡中泊町
青森県立弘前高等学校	弘前市
青森県立弘前中央高等学校	弘前市
青森県立弘前南高等学校	弘前市
青森県立岩木高等学校	弘前市
青森県立黒石高等学校	黒石市
青森県立尾上総合高等学校	平川市
青森県立三本木高等学校	十和田市

青森県立八戸西高等学校	八戸市
青森県立八戸北高等学校	八戸市
青森県立八戸東高等学校	八戸市
青森県立八戸高等学校	八戸市
青森県立大間高等学校	下北郡大間町
青森県立大畑高等学校	むつ市
青森県立川内高等学校	むつ市
青森県立大湊高等学校	むつ市
青森県立田名部高等学校	むつ市
青森県立六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村
青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町
青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町
青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町
青森県立野辺地高等学校	上北郡野辺地町
青森県立三沢高等学校	三沢市
青森県立十和田西高等学校	十和田市

青森県立十和田工業高等学校	十和田市
青森県立弘前工業高等学校	弘前市
青森県立五所川原工業高等学校	五所川原市
青森県立青森工業高等学校	青森市
青森県立八戸水産高等学校	八戸市
青森県立名久井農業高等学校	三戸郡南部町
青森県立三本木農業高等学校	十和田市
青森県立藤崎園芸高等学校	南津軽郡藤崎町
青森県立柏木農業高等学校	平川市
青森県立五所川原農林高等学校	五所川原市
青森県立田子高等学校	三戸郡田子町
青森県立五戸高等学校	三戸郡五戸町
青森県立三戸高等学校	三戸郡三戸町
青森県立南郷高等学校	八戸市
青森県立八戸中央高等学校	八戸市
青森県立八戸南高等学校	八戸市

		二 特別支援学校															
		青森県立青森若葉養護学校	青森県立青森第二養護学校	青森県立青森第一養護学校	青森県立八戸聾学校	青森県立弘前聾学校	青森県立青森聾学校	青森県立八戸盲学校	青森県立盲学校	青森県立八戸商業高等学校	青森県立三沢商業高等学校	青森県立黒石商業高等学校	青森県立弘前実業高等学校	青森県立青森商業高等学校	青森県立南部工業高等学校	青森県立八戸工業高等学校	青森県立むつ工業高等学校
		青森市	青森市	青森市	八戸市	弘前市	青森市	八戸市	青森市	八戸市	三沢市	黒石市	弘前市	青森市	三戸郡南部町	八戸市	むつ市

青森県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

三 中学校	青森県立三本木高等学校附属中学校	十和田市
	青森県立八戸第二養護学校	八戸市
	青森県立八戸第一養護学校	八戸市
	青森県立むつ養護学校	むつ市
	青森県立七戸養護学校	上北郡七戸町
	青森県立黒石養護学校	黒石市
	青森県立弘前第二養護学校	弘前市
	青森県立弘前第一養護学校	弘前市
	青森県立森田養護学校	つがる市
	青森県立浪岡養護学校	青森市
	青森県立青森第二高等養護学校	青森市
青森県立青森第一高等養護学校	青森市	

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

青森県社会教育委員設置条例（昭和二十七年四月青森県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十五人」を「十二人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

青森県スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十人」を「十八人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例

青森県警察本部組織条例（平成六年十月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号(中)中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「六三六人」を「六三八人」に、「六五六人」を「六六〇人」に、「六七六人」を「六八〇人」に、「二、二六〇人」を「二、二七〇人」に改め、「吏員及びその他の職員」を削り、「二、六五九人」を「二、六六九人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中

特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	二千五十円
--	-------------------------	-------

<p>小型特殊自動車免許又は 原動機付自転車免許に係</p>	<p>法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受ける場</p>	<p>二千五十円</p>						
<p>大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る試験</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 600 595 947"> <p>法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受けない 場合</p> </td> <td data-bbox="595 600 783 947"> <p>法第九十七条の二第一項 第三号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合</p> </td> <td data-bbox="783 600 1026 947"> <p>法第九十七条の二第一項 第一号又は第二号に該当 して同項の規定の適用を 受ける場合</p> </td> </tr> </table>	<p>法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受けない 場合</p>	<p>法第九十七条の二第一項 第三号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合</p>	<p>法第九十七条の二第一項 第一号又は第二号に該当 して同項の規定の適用を 受ける場合</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 947 595 1503"> <p>四千九百五十円（法第九十七条第一項第二 号に掲げる事項について行う試験を公安委 員会が提供する自動車を使用して受ける場 合にあつては、八千六百五十円）</p> </td> <td data-bbox="595 947 783 1503"> <p>二千円</p> </td> <td data-bbox="783 947 1026 1503"> <p>千八百五十円</p> </td> </tr> </table>	<p>四千九百五十円（法第九十七条第一項第二 号に掲げる事項について行う試験を公安委 員会が提供する自動車を使用して受ける場 合にあつては、八千六百五十円）</p>	<p>二千円</p>	<p>千八百五十円</p>
<p>法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受けない 場合</p>	<p>法第九十七条の二第一項 第三号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合</p>	<p>法第九十七条の二第一項 第一号又は第二号に該当 して同項の規定の適用を 受ける場合</p>						
<p>四千九百五十円（法第九十七条第一項第二 号に掲げる事項について行う試験を公安委 員会が提供する自動車を使用して受ける場 合にあつては、八千六百五十円）</p>	<p>二千円</p>	<p>千八百五十円</p>						
<p>運転免許をいう。以下同 じ。）又は第二種運転免 許（大型自動車第二種免 許及び普通自動車第二種 免許を除く。）に係る試 験</p>	<p>法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受けない 場合</p>	<p>三千三百円（法第九十七条第一項第二号に 掲げる事項について行う試験を公安委員会 が提供する自動車を使用して受ける場合に あつては、四千四百円）</p>						

に

を

る試験		
合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千六百五十円

を

特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験		
合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千円
合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千九百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百円）
合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千五十円
合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千六百五十円

に、
「又は普通自動車第二種免許」を

「中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許」に、

二千四百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、六千六百五十円）	二千五百円	二千円
三千三百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千四百円）	千七百円	千六百五十円

を

四千五百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、七千七百円）	二千円	二千円
三千円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、四千七百五十円）	千六百五十円	千六百五十円

に改め、同表第十号中「大型自動車仮運転免

許」の下に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「二千五百五十円」を「三千九百五十円」に、「三千六百五十円」を「七千六百五十円」に改め、同表第十一号中「二千八百円」を「三千三百五十円」に改め、同表第十五号中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「一万四千七百五十円」を「一万四千七百円」に、

普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円
普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百円

を

に、「大型自動車第二種免許又は」を

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	一万四千百円
---------------------	--------

「大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は」に、「二万二千五百円」を「二万二千四百五十円」に改め、同表第十七号中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「九千八百五十円」を「一万五千六百五十円」に、

普通自動車免許に係る教習指導員審査	一万二千百五十円
-------------------	----------

を

普通自動車免許に係る教習指導員審査	一万二千百五十円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	九千五百円

に、「大型自動車第二種免許又は」を

「大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は」に、「二万二千五百五十円」を「一万三千三百円」に改め、同表第十八号中「三千円」を「三千五百五十円」に改め、同表第二十三号中

法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間について	二千四百五十円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	講習一時間について	四千二百円

を

法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間について	四千七百円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間について	二千四百五十円	

に、「四千五百円」を「千三百五十円」に、

法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について	四千二百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について	四千円

「について 千二百円」を「について 三千五百円」に、「千三百五十円」を「千二百円」に改め、

法第百八条の二第一項第八号の二に掲げる講習	講習一時間について	三千四百円
-----------------------	-----------	-------

を削る。

別表の備考の第二号の表を次のように改める。

審査細目	区分	金額
イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	四千五百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千三百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四千六百元
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	七千五十円
ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六千七百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千二百五十円

<p>八 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項</p>	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	七千九百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五十円
<p>ホ 技能検定の実施に関する知識</p>	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千九百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
<p>ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p>	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二千二百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二千円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三千二百円
<p>ト 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十二号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法</p>	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	二千七百五十円

律（平成十三年法律第五十七号）第一条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

別表の備考の第三号の表を次のように改める。

区		分		金額
イ 前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	ロ 前号の表八及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	一万四千九百五十円	金額
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	一万千六百五十円	
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	四千六百五十円	
		大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	一万五千八百円	
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	四千六百円	
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	四百円	
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	四千六百円			

別表の備考の第四号の表を次のように改める。

審査細目	区分	金額
イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	四千四百五十円

<p>ホ 自動車教習所に関する法令についての知識</p>	<p>二 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識</p>	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千四百五十円</p>
		<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千四百五十円</p>
	<p>ハ 学科教習に必要な教習の技能</p>	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千二百五十円</p>
		<p>大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査</p>	<p>二千円</p>
<p>ロ 技能教習に必要な教習の技能</p>	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百五十円</p>	
	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百円</p>	
	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百円</p>	
	<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百五十円</p>	
	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>	<p>千三百五十円</p>	
	<p>大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査</p>	<p>四千八百円</p>	
<p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p>	<p>四千円</p>		

区		分		金	額
イ 前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		九千二百円	
		普通自動車免許に係る教習指導員審査		六千三百五十円	
ロ 前号の表二及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		三千七百五十円	
		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査		九千七百五十円	
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		三千五十円	
		普通自動車免許に係る教習指導員審査		二千六百元	
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		二千五百五十円	

別表の備考の第五号の表を次のように改める。

ト 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査		二千七百五十円	
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		千五百十円	
ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識		普通自動車免許に係る教習指導員審査		千二百円	
		大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		千四百円	

1 この条例は、平成十九年六月二日から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に規定する者に対する改正後の青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例別表の規定の適用については、同表第十八号中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第四条の規定による改正前の法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表第二十三号（法第百八条の二第二項第十号に掲げる講習に係る部分に限る。）中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

青森県養護老人ホーム条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県養護老人ホーム条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 青森県養護老人ホーム条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十七号）

二 青森県知的障害児施設条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十三号）

三 青森県知的障害者総合福祉センター条例（昭和五十二年十二月青森県条例第二十八号）

附則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた廃止前の青森県知的障害児施設条例第四条第一項の知的障害児施設支援及び短期入所に係る同項に規定する使用料並びにこの条例の施行前に受けた廃止前の青森県知的障害者総合福祉センター条例第三条第一項の生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係る同項に規定する使用料については、なお従前の例による。

青森県立海洋学院条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十八号

青森県立海洋学院条例を廃止する条例

青森県立海洋学院条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県あすなる国体記念社会体育振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十九号

青森県あすなる国体記念社会体育振興基金条例を廃止する条例

青森県あすなる国体記念社会体育振興基金条例（昭和五十三年三月青森県条例第六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十九年四月二日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画委員会の項中「九人」を「八人」に改め、同表環境厚生委員会の項中「及び健康福祉部」を「健康福祉部及び病院局」に改め、同表農林水産委員会及び建設委員会の項中「九人」を「八人」に改める。

第五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第五条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

附則

1 この条例は、平成十九年四月三十日から施行する。ただし、第二条の表の改正規定（「及び健康福祉部」を「健康福祉部及び病院局」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、同月一日から施行する。

2 改正前の青森県議会委員会条例第一条に規定する環境厚生委員会（以下「旧委員会」という。）の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）は、改正後の青森県議会委員会条例第二条に規定する環境厚生委員会の委員となるものとし、その任期は、旧委員会におけるその委員の残任期間とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭